明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（厚生労働一四一）　一
○経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則の一部を改正する省令（経済産業六六）　五
〔告　示〕
○経済産業省特定業種石油等消費統計調査票の様式を定める件の一部を改正する件（経済産業一九四）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　七
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　二〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、教育職員免許状取上げ処分関係　二五
会社その他
会社決算公告　三一

省令

○厚生労働省令第百四十一号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百九十四号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項の表令第二十三条第十三号の業務の項中「三年」を「二年」に改める。

別表第二トルエンの項の次に次のように加える。

ナフタレン	一パーセント未満

別表第二沃化メチルの項の次に次のように加える。

リフラクトリーセラミックファイバー	一パーセント未満

別表第二の二人造鉱物繊維の項中「人造鉱物繊維」の下に「（リフラクトリーセラミックファイバーを除く。）」を加え、同表ヨードホルムの項の次に次のように加える。

リフラクトリーセラミックファイバー	○・一パーセント未満

別表第七の十八の項中「第四号」の下に「から第七号まで」を加える。

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第二条　特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「23」の下に「、23の2」を加え、「及び34から36まで」を「、34、35及び36」に改め、「第二十三号」の下に「、第二十三号の二」を加え、「及び第三十四号から第三十六号まで」を「、第三十四号、第三十五号及び第三十六号」に改める。

第二条の二に次の二号を加える。

六　令別表第三第二号23の2に掲げる物又は別表第一第二十三号の二に掲げる物（以下この号において「ナフタレン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、次に掲げる業務

イ　液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備（密閉式の構造のものに限る。ロにおいて同じ。）からの試料の採取の業務

ロ　液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備から液体状のナフタレン等をタンク自動車等に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。）

ハ　液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う業務（イ及びロに掲げる業務を除く。）